

「犯罪被害者等の生活相談に対応する社会福祉士の募集要領」について

1 趣旨

当センターにおいては、犯罪被害に遭われた被害者及びその家族(遺族)からの相談を受け、心身の回復や軽減を図るための支援活動に取り組んでおります。

近年、私どもに寄せられる相談の中で、犯罪被害に伴う精神的ダメージなどから会社を退職又は休職を余儀なくされたり、生活の支柱である夫などを失うなどして、生活困窮に陥り、経済的支援を含めた生活再建のための助言を求められるケースが多くなってきております。

ご案内のとおり、当センター相談員にはこれらの相談に対して適切に助言できる有資格者や精通者が不存在であることから、市町村窓口等関係機関の紹介に留めているところであり、真に相談者が求めている相談に対応していない実情にあります。

このため、これらの相談に対して適切に指導・助言ができる社会福祉士の方を委嘱し、生活支援を求める相談者の要望に、適切に応えていくこととしたもの。

2 募集要領

(1) 募集期間

令和8年3月17日(火)から同年4月25日(金)までの間

(2) 募集人数等

3名位

※女性からの相談が多いことから女性2名、男性1名を希望する。

※仙台市内居住者からの相談が多いことから、仙台市内又は仙台市近郊に住まわれている方を希望する。

(3) 採用形態

委嘱

当センター理事長からの委嘱状を交付する。

任期は1年間とし以降毎年更新とする。

(4) 業務内容

ア 相談から助言までの経緯

当センターに犯罪被害者等から、経済的支援や生活再建の相談があり、その内容及び要望などから社会福祉士の方から直接、助言を受けた方が良いと判断された場合に、当センターから委嘱の社会福祉士の方を紹介して、当該相談者あと面談のうえ、必要な助言をしていただくこととする。

※面談の場所は、当センターの相談室又は社会福祉士の方が指定する場所とします。

イ 助言に伴う措置

助言内容に応じて、書類の準備や関係機関等への申請などが必要な場合は、相談者の要望によっては、面談をした社会福祉士の方に書類の記載や申請をお願いすることも考えている。

3 報酬

- (1) 相談 1 回につき、報酬として 9,000 円(当センターの規程による。)の支給、交通費は、2,000 円を上限とした実費払いとする。
- (2) 相談に伴う具体的な措置(書類作成費用、申請に要する賃金等)に伴う費用については、その都度協議して決定することとしたい。

4 応募要領

別添「社会福祉士募集に伴う申込書」を当センターの下記 F A X 又は E メールにて送付して下さい。

5 面接の実施

応募者に対して、当センターの業務内容や相談状況などを周知していただくことを目的に、当センターで面接を行うこととします。

※面接は随時とします。

6 書類の提出

委嘱が決定した場合は、履歴書(市販の履歴書で結構です。写真貼付)、資格者証の提出をお願いします。

7 問い合わせ等連絡先

住所 〒981-7840

仙台市青葉区堤通雨宮町 4 番 17 号宮城県仙台合同庁舎 7 階

公益社団法人みやぎ被害者支援センター

電話・F A X 022-301-7840

E メール center-miyagi@kih.biglobe.ne.jp

担当者 事務局長 佐々木廣美

HP <https://www.miyagivsc.jp>

社会福祉士募集に伴う申込書

申込者	住所： _____ ふりがな 氏名； _____ (男・女) 連絡先電話番号： _____
社会福祉士の資格取得年月日及び主な経歴	<input type="radio"/> 社会福祉士の資格取得年月日 <input type="radio"/> 主な経歴